

【歴史まちづくり法案】

歴史的風致

- ◇ 歴史的価値の高い国民共有の文化的な資産
- +
- ◇ 地域の歴史・文化を反映しつつ、営まれる人々の活動

保全

古都保存法

文化財保護法

景観法・都市計画法

地域の活力の源でもある歴史的風致を著しく損なう事例が数々発生

文化財行政
(文化庁)



まちづくり行政
(国土交通省・農林水産省)

歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針の策定(文科省・農水省・国交省が共同)

市町村による歴史的風致維持向上計画の策定

歴史まちづくりを進める市町村の認定
(文科省・農水省・国交省が共同で認定)

➢ 屋外広告物規制、都市公園や緑地の管理等について、市町村に権限委任

重要文化財等と一体で歴史的風致を形成する建造物の復原・再生

- 市町村が指定し、届出勧告制などにより保全
- 管理・修理について文化庁が技術的指導
- 農用地区域内の開発許可基準に歴史的な農業用水路・水門等を保全するための特例を追加

歴史的風致を活かしたまちなみの再生

- 住宅地の規制のままで、歴史的な建造物を飲食店や工房等に活用できる地区計画制度を創設
- 電線共同溝を整備できる道路の範囲を拡大し、無電柱化を促進

建造物の復原・修景のための新事業の創設、まちづくり交付金や公園事業の拡充等により強力に支援

地域にとって貴重な財産である歴史的風致の次世代への継承

